新潟県条例第47号

新潟県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

新潟県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年新潟県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改　　正　　後	改　　正　　前
（役員報酬規程等の提出） **第10条**　（略） ２　法第55条第２項の規定による書類の提出は、事後遅滞なく行わなければならない。	（役員報酬規程等の提出） **第10条**　（略） ２　法第55条第２項の規定による書類の提出は、助成金の支給を行ったときは事後遅滞なく、海外への送金又は金銭の持出しを行うときは事前に（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難なときは、事後遅滞なく）行わなければならない。
（特例認定申請） **第12条**　第７条の規定は、法第58条第２項において準用する法第44条第２項の規定を適用する場合について準用する。	（仮認定申請） **第12条**　第７条の規定は、法第58条第２項において準用する法第44条第２項の規定を適用する場合について準用する。
（電磁的記録による保存） **第15条**　法第75条の規定により読み替えて適用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号。以下「電子文書法」という。）第３条第１項の条例で定める保存は、法第14条（法第39条第２項において準用する場合を含む。以下同じ。）、法第28条第１項及び第２項、法第35条第１項、法第54条第１項（法第62条（法第63条第５項において準用する場合を含む。）及び法第63条第５項において準用する場合を含む。）並びに法第54条第２項及び第３項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による書面の備置きとする。 ２・３　（略）	（電磁的記録による保存） **第15条**　法第75条の規定により読み替えて適用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号。以下「電子文書法」という。）第３条第１項の条例で定める保存は、法第14条（法第39条第２項において準用する場合を含む。以下同じ。）、法第28条第１項及び第２項、法第35条第１項、法第54条第１項（法第62条（法第63条第５項において準用する場合を含む。）及び法第63条第５項において準用する場合を含む。）並びに法第54条第２項から第４項まで（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による書面の備置きとする。 ２・３　（略）
（電磁的記録による作成） **第16条**　法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第４条第１項の条例で定める作成は、法第14条、法第28条第１項、法第35条第１項並びに法第54条第２項及び第３項の規定による書面の作成とする。 ２　（略）	（電磁的記録による作成） **第16条**　法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第４条第１項の条例で定める作成は、法第14条、法第28条第１項、法第35条第１項及び法第54条第２項から第４項までの規定による書面の作成とする。 ２　（略）
（電磁的記録による縦覧等） **第17条**　法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第５条第１項の条例で定める縦覧等は、法第28条第３項、法第45条第１項第５号（法第51条第５項及び法第63条第５項において準用す	（電磁的記録による縦覧等） **第17条**　法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第５条第１項の条例で定める縦覧等は、法第28条第３項、法第45条第１項第５号（法第51条第５項及び法第63条第５項において準用す

る場合を含む。）並びに法第52条第４項及び法第54条第４項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）の規定による書面の閲覧とする。 ２　（略）	る場合を含む。）並びに法第52条第４項及び法第54条第５項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）の規定による書面の閲覧とする。 ２　（略）

附　則

（施行期日）

１　この条例は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に改正法による改正前の特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号。以下「旧法」という。）第44条第１項の認定又は旧法第58条第１項の仮認定を受けている特定非営利活動法人によるこの条例の施行の日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る改正前の第10条第２項（第13条において準用する場合を含む。）の書類の提出については、なお従前の例による。